



総務省

資料2-3

# 調査票情報の二次的利用制度について

令和4年2月24日  
政策統括官(統計制度担当)

# 調査票情報の目的外利用の禁止及び二次的利用

## 1. 調査票情報について

統計調査によって集められた情報のうち、文書、図画又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に記録されているもの（統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第2条第11項）。

➡ 集計する前の個票形式のデータのこと。

## 2. 調査票情報の目的外利用の禁止及び二次的利用

### <目的外利用の禁止>

法第40条第1項において「この法律（略）に特別な定めがある場合を除き、その行った統計調査の目的以外の目的のために、当該統計調査に係る調査票情報を自ら利用し、又は提供してはならない」と規定。

➡ 公的な機関が行う統計調査に対する国民の信頼を確保するため、原則として目的外での利用又は提供を禁止。

### <二次的利用>（上記目的外利用の禁止の例外）

調査票情報について、統計目的での二次的な利用を可能とすることにより、同種の統計調査の抑制や学術研究の発展など公益に資するため、法第32条から第36条までにおいて、上記の特別な定めとして、目的外利用の禁止の例外を規定。

# 二次的利用制度の利用形態及び利用範囲等

利用形態	利用できる者	利用目的	手数料	公表	
調査票情報の利用 (法第32条)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関、指定独立行政法人等(※1)</li> </ul>	(※2) 統計の作成等、 調査名簿の作成	なし	なし	
調査票情報の提供① (法第33条第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>行政機関等、会計検査院、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、地方道路公社、土地開発公社(以下、これらをまとめて「公的機関等」という。)</li> </ul>				
調査票情報の提供② (法第33条第1項第2号)	<ul style="list-style-type: none"> <li>公的機関等が委託又は共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者</li> <li>公的機関等が公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等を行う者 等 (統計法施行規則(平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。)第11条)</li> </ul>	統計の作成等	なし	必要	
調査票情報の提供③ (オンサイト利用に限る) (法第33条の2第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等を行う者</li> <li>高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等を行う者 (規則第19条)</li> </ul>				
オーダーメイド集計 (法第34条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等を行う者</li> <li>教育の発展に資すると認められる統計の作成等を行う者</li> <li>デジタル社会形成基本法に規定する特定公共分野に係る統計の作成等を行う者 (規則第27条)</li> </ul>				有料
匿名データの提供 (法第36条第1項)	<ul style="list-style-type: none"> <li>学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等を行う者</li> <li>教育の発展に資すると認められる統計の作成等を行う者</li> <li>国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計の作成等を行う者</li> <li>デジタル社会形成基本法に規定する特定公共分野に係る統計の作成等を行う者 (規則第35条)</li> </ul>				

※1 指定独立行政法人等について、現在は日本銀行のみが該当する。

※2 統計の作成等とは統計の作成又は統計的研究(集団の傾向等の把握のために回帰分析を行うような研究など)のことを示す。